

附属書Ⅳ 自然人の一時的な移動に関する特定の約束に係る表

日本国

1 日本国は、この表の各区分に定める条件に従って一時的な入国及び一時的な滞在を求める他の締約国の自然人に対し、入国前に適当な査証又はこれに相当するものを取得することを要求することができる。

2 この表の規定の適用上、自然科学又は人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動とは、自然人が、原則として大学教育（学士）又はそれ以上の教育を修了することによって得た自然科学又は人文科学の専門的な技術又は知識を用いなければ従事することができない活動をいう。

3 第九章（自然人の一時的な移動）及びこの表の規定の適用上、「他の締約国の自然人」は、他の締約国の法令の下で当該他の締約国の国民である自然人（当該他の締約国の領域において居住しているかどうかを問わない。）に限る。

4 第九章（自然人の一時的な移動）、第十九章（紛争解決）（第九・九条（紛争解決）に定める範囲に限る。）及び第二十章（最終規定）の規定を除くほか、この協定のいかなる規定も、日本国の出入国管理に

関する措置に関して日本国に対して義務を課するものと解してはならない。

5 第九章（自然人の一時的な移動）及びこの表の規定の適用上、この表の各区分に定める他の締約国の自然人は、数量制限を含む経済上の需要を考慮するとの要件の対象となることがある。

6 この表の規定の適用上、「CPC」とは、暫定的な中央生産物分類（統計文書M第七十七号、国際連合国際経済社会局統計部、ニューヨーク、千九百九十一年）をいう。

区分の説明		条件及び制限（滞在期間を含む。）
A 短期の商用訪問者		
定義	業務連絡（物品又はサービスの販売のための交渉を含む。）その他これに類似する活動（日本国において業務上の拠点を設けるための準備活動を含む。）に参加するため、日本国内から報酬を得ることなく、かつ、一般公衆に対する直	在 一時的な入国及び九十日を限度とする期間の一時的な滞在

接の販売に従事し、又は自らサービスを提供することなく日本国に滞在する他の締約国の自然人

B 企業内転勤者

定義

- 1 日本国への一時的な入国及び日本国における一時的な滞在に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、日本国においてサービスを提供し、又は投資を行う公私の機関によって雇用されている他の締約国の自然人（日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事するものに限る。）であつて、当該公私の機関の日本国内の支店若しくは代表事務所に転任するもの又は当該公私の機関が所有し、若しくは支配し、若しくは当該公私の機関と関連し、かつ、日本国において設立され、若しくは組織される他の公私の機関に転任するもの
- (a) 長として当該支店又は代表事務所を管理する活動
- (b) 役員又は監査役として当該他の公私の機関を管理する活動

一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在

(c) 当該他の公私の機関の一又は二以上の部門を管理する活動

(d) 物理学、工学その他の自然科学若しくは法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術若しくは知識を必要とする活動又は日本国以外の国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする活動であつて、出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号。その改正を含む。以下同じ。）に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの

2 この区分の規定の適用上、公私の機関が他の公私の機関と「関連」するとは、当該他の公私の機関が、当該公私の機関の財務及び事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができる場合をいう。

3 日本国は、企業内転勤者のための入国査証を求める不備のない申請を受理した後九十日を限度とする合理的な期間内に、申請者に対して、当該申請に係る決定を通知するよう努める。

C 投資家	
定義 日本国における一時的な滞在の間に次のいずれかの活動に従事する他の締約国の自然人 (a) 日本国における事業に投資し、及び当該事業の経営を行う活動 (b) 日本国の者以外の者であって、日本国における事業に投資しているものに代わって当該事業の経営を行う活動 (c) 日本国における事業であって、日本国の者以外の者が投資しているものの管理	一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在
D 資格を有する自由職業家	
定義 法律、会計又は税務のサービスの提供者として日本国の法令に基づく次の(a)から(d)までに定めるいずれかの資格を有する他の締約国の自然人であって、日本国における一時的な滞在の間に次の(a)から(d)までに定めるそれぞれのサービスを提	一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在

供するもの

- (a) 次の自由職業家により提供される法律サービス
 - (i) 「弁護士」としての資格を有する弁護士
 - (ii) 「弁理士」としての資格を有する弁理士
 - (iii) 「海事代理士」としての資格を有する海事代理士
 - (iv) 「司法書士」としての資格を有する司法書士
 - (v) 「行政書士」としての資格を有する行政書士
 - (vi) 「社会保険労務士」としての資格を有する社会保険労務士
 - (vii) 「土地家屋調査士」としての資格を有する土地家屋調査士
- (b) サービス提供者が弁護士としての資格を有する管轄地の法律に関する法的助言サービス。ただし、当該サービス提供者が「外国法事務弁護士」としての資格を有することを条件とする。
- (c) 「公認会計士」としての資格を有する会計士が提供する会計、監査及び簿記のサービス
- (d) 「税理士」としての資格を有する税理士が提供する税務サービス

E 独立の自由職業家	
定義 日本国内の公私の機関との間の個人的な契約に基づき、日本国における一時的な滞在の間にサービスの提供に係る事業活動であつて、次の(a)又は(b)のいずれかに該当するもの（出入国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業務」の在留資格に基づいて認められるもの）に従事する他の締約国の自然人 (a) 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の技術又は知識を必要とする活動 (b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする活動	一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、更新することができる。）の一時的な滞在
F 契約に基づくサービス提供者	
定義	一時的な入国及び五年を限度とする期間（この期間は、

1 日本国に業務上の拠点を有しない他の締約国内の公私の

機関（以下この区分において「他の機関」という。）の被
用者である他の締約国の自然人であつて、日本国における
一時的な滞在の間に次の(a)又は(b)のいずれかの活動（出入
国管理及び難民認定法に定める「技術・人文知識・国際業
務」の在留資格に基づいて認められるもの）に従事するも
の

(a) 物理学、工学その他の自然科学又は法律学、経済学、
経営学、会計学その他の人文科学に関する高度の水準の
技術又は知識を必要とする活動

(b) 日本国以外の国の文化に基盤を有する思考又は感受性
を必要とする活動

2 この区分に規定する一時的な入国及び一時的な滞在は、
次の(a)及び(b)の要件が満たされることを条件として許可さ
れる。

(a) 日本国内の公私の機関（以下この区分において「日本
国の機関」という。）と他の機関との間でサービスに関
する契約が締結されていること。（注）

注 人員をあつせんし、及び提供するサービス（C P
C 八七二）に係るサービスに関する契約は、(a)に規

更新することができる。）の一時的な滞在

定するサービスに関する契約から除外する。 (b) (a)に規定するサービスに関する契約の規定により、1に規定する他の締約国の自然人と日本国の機関との間で労働契約が締結されていることが確認されること。 (注) 注 (b)に規定する労働契約は、日本国の関係法令に適合するものでなければならない。 3 日本国は、他の締約国に対し、当該他の締約国が契約に基づくサービス提供者の区分の規定に基づく約束を行った分野及び小分野と同一の分野及び小分野に関してこの区分の規定に基づく約束を及ぼす。	
G 同行する配偶者及び子 定義 区分Bから区分Fまでの規定に基づいて一時的な入国及び一時的な滞在が許可された他の締約国の自然人に同行する配偶者及び子 この区分の規定の適用上、「配偶者」又は「子」とは、日	1 一時的な入国及び原則として、区分Bから区分Fまでの規定に基づいて他の締約国の自然人に許可された一時的な滞在の期間と同一の期間の一時的な滞在。ただし、当該配偶者及び子が当該自然人から扶養を受け、かつ、出入国管理及び難民認定法に定める「家族滞在」の在留

本国の法令に従って認められる配偶者又は子をいう。

資格に基づいて認められる日常的な活動に従事することを条件とする。

2 1の規定に基づいて一時的な入国及び一時的な滞在が許可された配偶者については、申請に基づき、出入国管理及び難民認定法に従って日本政府の許可を受けることを条件として、その在留資格を就労することが認められるものに変更することができる。

(この附属書中他の締約国の表は省略)